建築確認申請書の経由事務は、十月一日から総務企画課で取り扱うことになりました。

## 事故防止 重点的に指導

# 歩行者も交通規則守って

十月六日から十五日まで、秋の交通安全運動が全国いっせいに実施されます。

今年は例年になく事故が激増しているため県警本部では、重大な事故につながる酔っぱらい運転や、無免運転の取り締まりを強化しますが、市でも子供や老人の事故防止をはかるため、地域ごとに交通安全教室や映写会を開き交通マナーを身につけてもらう計画を進めています。

年々増え続ける自動車で市内の路上はいたるところたいへん混雑しています。

交通事故がおきる、無茶な運転だ、運転環境が悪い、取り締まりがぬるい、いったいどうしてくれる、などの声も多くたしかにその通りですが、しかし責任を他におしつけるだけでは事態は決してよくなりません。

道路を利用する一人一人がもっと交通安全の意識を高めて注意し合ったら事故を大巾にへらすことができるはずです。

今回から、この交通安全運動が単なる年中行事で終わらないよう、運動期間中一日ごとに指導、取り締まりの重点項目を決めて強力に実施することになりました。

○重点項目

十月六日(月)十日(金)

○十五日(水)

・道路の正しい使用

・車両の完全整備と自動車損害賠償責任保険の加入

・適正な運行管理、および安全運転管理

・交通三悪の徹底的防止（スピード運転、飲酒運転、無免許運転）

・主要幹線道路、および行楽地における安全運転

・追突事故防止のための安全運転

十月十四日（火）

・横断歩道、および踏み切りにおける安全の確認

十月十七日（火）

・道路の正しい使用

・車両の完全整備と自動車損害賠償責任保険の加入

十月十八日（水）

・適正な運行管理および安全運転管理

・交通三悪の徹底的防止

十月九日（木）

・適正な運行管理および安全運転管理

十月十一日（土）

・交通三悪の徹底的防止

十月十二日（日）

・主要幹線道路、および行楽地における安全運転

十月十三日（月）

・追突事故防止のための安全運転

十月十四日（火）

・横断歩道、および踏み切りにおける安全の確認

規則無視や一瞬の油断が悲惨な事故につながる……

## 事故に備えよう

### 被害者八割が未加入

日ましにきびしさを増す交通戦争で毎日多くの犠牲者がでています。

交通事故の悲劇は、いつ、どこで、わが身わが家族にふりかかるか、全く予測できません。

一人でも多くの市民が万一に備えて、一日一円の交通災害共済制度に加入しておきましょう。

県下百四市町村が共同で行なっている交通災害共済は、不幸にして交通事故にあった会員に、傷害の程度に応じ見舞金を贈る制度ですが、今年九月一日現在の、当市の加入者数は一万二千八百四人、加入率は二二、五三パーセントで、まだまだ低率です。

しかも、四月から八月末までの当市交通事故被災者数は百八十三人、うち死亡四人という悲しい数字を記録しましたが、別表でも示すとおり、このうち実に百五十七人が交通災害共済未加入のため、見舞金給付を受けられないのが実状でした。

また、九月二日には下校途中の小台中女生徒三人が乗用車に はねられ重傷を負ういたましい事故にあいましたが、いずれも未加入家族の生徒で見舞金を受けることができませんでした。

交通事故は人ごとではありません。家族全員が事故にあわぬよう、起こさぬよう、十分注意するとともに、万一の備えも忘れないことです。

市内の各金融機関、農協、および市役所（市民課、総務企画課）では、いつでも交通災害共済の申し込みを受け付けています。

交通災害共済見舞金給付状況（44年4月～8月）

| | | |
|---|---|---|
| 交通事故被害者数 | | 183人 |
| 見舞金給付者数 | | 29人 |
| 未加入のため見舞金給付を受けられなかった者 | | 157人 |

| 等級 | 1等級 500,000円 | 2等級 100,000円 | 3等級 50,000円 | 4等級 20,000円 | 5等級 5,000円 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | 1 | 0 | 3 | 11 | 11 | 26 |
| 給付額 | 500,000 | 0 | 150,000 | 220,000 | 55,000 | 925,000 |

## 復興資金を融資

### 八月水害の住宅被災者へ

住宅金融公庫では、八月水害で住宅に被害を受けたかた対し住宅復興資金の貸し付けを行なうことになりました。

被災者で貸し付けを希望するかたは利用されるようおすすめします。

申し込み期限は被害の報り合いが二割以下の場合は十月十五日まで、二割以上の場合は十月三十一日までとなっています。

なお、詳しいことは市内の各銀行、または民生課にお問い合わせください。

## 土地や家屋を売ったときの税金

土地や家屋などの資産を譲渡したことによって得た利益を譲渡所得という。所得税の対象となります。

今年、この譲渡所得のうち土地、家屋等の譲渡所得に対する課税の方法が大巾に改正されました。

一、合算課税を分離課税とした。

二、長期譲渡所得、短期譲渡所得の区分の基となる保有年数を五年とした。ただし、特別控除額、税率等に差をつけ短期譲渡所得については負担を多くした。

三、居住用財産の買い換え制度を今年限りで廃止した。

四、事業用資産の買い換えの適合条件をせまくした。

これらの改正の概要は次のとおりです。

一、長期譲渡所得の課税方法

1 該当するもの

昭和四十三年以前から保有しているもので譲渡の時までの保有期間が五年を超えている場合

2、課税方法

次の算式のようになります。

（A譲渡による収入金額－（Bその資産の取得費＋C譲渡経費）－D特別控除税額）×E税率＝

㊟(1) Eの税率は次のとおりです。

昭和四十十四、四十五、四十六年譲渡

所得税　一〇％

住民税　四％

昭和四十七、四十八年中譲渡

所得税　一五％

住民税　五％

昭和四十九、五十年中譲渡

所得税　二〇％

住民税　六％

(2) Bの取得費は次のようになります。

三十一日以前から引き続き保有していたもの

Aの収入金額の五％

土地や家屋などの資産をいずれか多い金額

(3) Dの特別控除額は譲渡物件や譲渡の事由により次のように差を設けました。

イ、収用等の場合千二百万円

ロ、日本住宅公団などの土地区画整理事業の場合六百万円

ハ、特定の開発地造成事業などの場合三百万円

ニ、現に自己の居住の用に供していた土地家屋の場合一千万円

ホ、右以外の一般の場合は長期と同じく三百万円（一千二百万円の控除があります。）

ロ、税額は、税率を乗べ、どちらか多いほうの金額が税額になります。

三、その他参考

1、事業用資産の買い換は、譲渡した土地、家屋等の全部について申告により新法、旧法のいずれかによることを選択することができます。

（特別の場合の譲渡について）

1 譲渡した土地や家屋などの資産を譲渡したことによって得た利益が、所得税の対象となります。

今年、この譲渡所得のうち土地、家屋等の譲渡所得に対する課税の方法が大巾に改正されました。

一、合算課税を分離課税とした。

二、長期譲渡所得、短期譲渡所得の区分の基となる保有年数を五年とした。ただし、特別控除額、税率等に差をつけ短期譲渡所得については負担を多くした。

三、居住用財産の買い換え制度を今年限りで廃止した。

四、事業用資産の買い換えの適合条件をせまくした。

これらの改正の概要は次のとおりです。

一、長期譲渡所得の課税方法

1 該当するもの

昭和四十三年以前から保有しているもので譲渡の時までの保有期間が五年を超えている場合

2、課税方法

次の算式のようになります。

（A譲渡による収入金額－（Bその資産の取得費＋C譲渡経費）－D特別控除税額）×E税率＝

㊟(1) Eの税率は次のとおりです。

昭和四十十四、四十五、四十六年譲渡

所得税　一〇％

住民税　四％

昭和四十七、四十八年中譲渡

所得税　一五％

住民税　五％

昭和四十九、五十年中譲渡

所得税　二〇％

住民税　六％

(2) Bの取得費は次のようになります。

三十一日以前から引き続き保有していたもの

Aの収入金額の五％

昭和四十一年一月一日以後取得したもの、および保有期間が五年を超えたもの。

ロ、今年一月一日から四月七日までの間に年間最高千二百万円まで譲渡したものの譲渡の日に保有期間が三年を超えていたもの。

4、新旧法いずれかの選択適用

今年中の譲渡に限り、譲渡した土地、家屋等の全部について申告により新法、旧法のいずれかによることを選択することができます。

使用する｛時間 量 方法｝をよく守って

くすりは正しく使いましょう

新津市薬業協同組合

食欲の秋
体力増進には肉食を

(株) 田中肉店
本店 本町二丁目
TEL (2) 0103

しみじみと日本の酒のよさを味わいたい時、こんなすばらしい雰囲に粋様の店"まつざか"では鍋料理を始めました。御家庭の延長として御家族連れ、御商談に御来店下さい。

鍋料理

| | | | |
|---|---|---|---|
| すき焼 | ¥500 | ふぐちり | ¥500 |
| よせ鍋 | ¥350 | かき鍋 | ¥300 |
| 豚スキ | ¥350 | おでん鍋 | ¥200 |
| | | どぜう蒸 | ¥350 |

なお貸座敷では55名様まで御宴会ができます。御利用下さい。

（席料・サービス料はいただきません）

（営業時間　午前11時から午后10時30分まで）

まつざか
代表 落合貞夫
TEL(2)3981

和洋酒専門店
アサヒビール
小勘酒店
本町2丁目（警察署前）TEL.(2)0516

カバン・袋物、出張販売
電話 2－1504へ
すぐに御伺い致します。
篠崎カバン店
新津市古田277 9番地

広報紙に広告掲載を希望するかたは総務企画課へご連絡ください。